

熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和8年6月12日、15日及び7月14日に熊本県企業局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年（2026年）7月31日

熊本県監査委員	小 原 雅 之
同	藤 木 美 才
同	前 田 憲 秀
同	楠 本 千 秋

1 監査対象期間

令和7年度（2025年度）

2 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、報告公表すべき指摘事項はなかったが、軽易な事項については、注意を行った。